（検視）

第六十九条　少年鑑別所の長は、在所者が死亡したときは、その死体を検視するものとする。

2　少年鑑別所の長は、前項の検視の結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報しなければならない。

（死体の埋葬等）

第七十条　少年鑑別所の長が在所者の死体の埋葬を行うときは、その死体は、少年鑑別所の長が管理し、又は使用する墓地の墳墓に埋葬するものとする。

2　少年鑑別所の長が在所者の死体の火葬を行うときは、その焼骨は、少年鑑別所の長が管理し、又は使用する墓地の墳墓又は納骨堂に埋蔵し、又は収蔵するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（少年鑑別所処遇規則等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　少年鑑別所処遇規則（昭和二十四年法務庁令第五十八号）

二　一般少年鑑別規則（昭和二十五年法務府令第百五十三号）

（入所時の告知に関する特例）

第三条　第十条の規定は、法附則第二条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の規定による告知について準用する。

別表（第三十八条関係）

種類		構造	材質
手錠	第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 附属するひもは、直径三ミリメートル、長さ三メートルないし四メートルとする。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。
	第二種	開閉可能な腕輪二個を連結板で結合する。 連結板は、縦おおむね八十ミリメートル、上辺十五ミリメートルから百六十ミリメートルまで、下辺八十ミリメートルから二百十ミリメートルまでの台形状のものとする。 各腕輪に、それぞれ施錠装置一個を設ける。 形状は、図二のとおりとする。	腕輪及び連結板の表面には化学繊維製の織物を、腕輪の内側にはフェルトをそれぞれ用いる。 連結板の芯地には、鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものを用いる。 腕輪の施錠装置は、鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。

図一　手錠（第一種）

